

# 6 月定例教育委員会会議録

## 公開案件

開催日時	令和 4 年 6 月 2 8 日（火） 午前 1 0 時から	
開催場所	奈良市役所 中央棟地下 1 階 B 1 会議室	
出席者	委員	北谷教育長、畑中委員、柳澤委員、梅田委員、川村委員 【計 5 人出席】
	事務局	沖本補佐、中垣主任、上羅
	理事者	【教育委員会】 竹平教育部長、垣見教育部次長、石原教育センター所長、五味原教育政策課長、徳岡教育総務課長、山田教職員課長、細川地域教育課長、久保田いじめ防止生徒指導課長、増田保健給食課長
開催形態	公開（傍聴人 1 人）	
議 題	<p>1 教育長報告 （1）令和 4 年度 6 月補正予算額について</p> <p>2 議案 議案第 1 5 号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について 議案第 1 6 号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命について <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">非公開</span></p> <p>3 その他報告事項 （1）奈良市立中学校におけるいじめ事象について <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">非公開</span></p> <p>4 協議事項 （1）今後の学校給食の提供について</p>	
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告 （1）令和 4 年度 6 月補正予算額については、了承した。</p> <p>2 議案 議案第 1 5 号 奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正については、可決した。 議案第 1 6 号 奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命については、可決した。</p> <p>3 その他報告事項 （1）奈良市立中学校におけるいじめ事象については、報告を受けた。</p>	

	<p>4 協議事項</p> <p>(1) 今後の学校給食の提供については、意見交換・協議した。</p>
担当課	教育委員会教育部 教育政策課
<b>議事の内容</b>	
教 育 長	<p>皆さんおそろいでしょうか。</p> <p>6月定例教育委員会を始めさせていただきます。</p> <p>まず、事務局より資料の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>本日の資料は、事前説明時に配付した資料のとおりでございます。</p> <p>なお、その他報告事項の資料は、本日、関係理事者のみ机上に配付しております。こちらの資料は会議終了後、回収させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上、どうぞよろしくお願い致します。</p>
教 育 長	<p>教育部長。</p>
教 育 部 長	<p>理事者の伊東次長は公務のため欠席、垣見次長につきましては、公務のため、会議の途中から出席させていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願い致します。</p>
教 育 長	<p>分かりました。本日の委員会は委員全員が出席しており、委員会は成立をしております。</p> <p>ただいまから、6月定例教育委員会を開会いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員は、私と川村委員でお願いいたします。</p> <p>次に、会議録の確認を行います。5月定例教育委員会の会議録署名委員は、梅田委員です。梅田委員、いかがでしょうか。</p>
梅 田 委 員	<p>結構です。</p>
教 育 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>案件に入る前に、1名の方から傍聴の申出があり、傍聴規則第2条及び第3条の規定に基づきまして、1名に傍聴券を交付いたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、傍聴人の方を傍聴席へご案内ください。</p> <p>それでは、本日の案件に入ります。</p> <p>本日の案件は、教育長報告1件、議案2件、その他報告1件、協議事項1件の計5件でございます。</p> <p>なお、前月使用承認した後援名義は25件ございましたので、教育委員の皆様にご報告をさせていただきます。</p>

本日の案件のうち、議案第16号は公開により審査の公平性に支障をきたす案件、その他報告事項は個人に関する情報を含む案件であるため、非公開として審議すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号及びその他報告事項は非公開とすることに決定をいたしました。

なお、その他報告事項は関係課のみの審議といたします。

それでは、公開の案件から始めます。

最初に、教育長報告(1)「令和4年度6月補正予算額について」、教育総務課長より説明願います。

教育総務課長 失礼いたします。

資料1ページの令和4年度6月補正予算額一覧をご覧ください。

まず初めに、教育総務課及び一条高等学校事務室でございます。

市立小中学校で使用する電力調達におきましては、令和3年11月26日に一般競争入札で落札いたしました株式会社ウエスト電力と契約を締結し、令和4年3月分から電力供給を受けておりましたが、昨今の世界的なエネルギー価格の高騰やウクライナ情勢の影響を受け、電力が逼迫したこと等により、今後、継続的、安定的な電力供給が困難な状況と判断され、令和4年3月25日に電力小売事業を廃止することを発表されました。このことを受け、電力事業者と調整した結果、関西地域において電力の最終保障供給義務を担う関西電力に申込みをし、令和4年5月1日から電力供給を受けております。今年度、当初予算の電気料金につきましては、ウエスト電力の設計料金で見積もっておりましたが、新たに契約いたしました関西電力との設計料金の差額により電気料金が不足する見込みとなったことから、小中高等学校合わせまして1億6,200万円の歳出補正予算額となっております。

続きまして、教育施設課でございます。

予期できなかった原油価格等の高騰を受け、電力会社の撤退が行われるような事態があることから、児童生徒の学習の場であり、また避難所でもある学校施設には、太陽光発電による電力確保が重要と考えております。そのため、校舎の屋上に太陽光発電設備を設置する計画であり、その設備自体の重さ及び耐風力の荷重が校舎にかかり、耐震性に影響を及ぼす可能性も考えられることから、既存の耐震診断結果を基に、設備設置後の構造耐震指数が文部科学省の定める基準値を満たしているかどうかを調査する委託経費といたしまして3,000万円の歳出補正予算額となっております。

最後に、保健給食課でございます。

市内の学校におきましては、以前より児童生徒の緊急用として、保健室に少量の生理用品を常備しておりましたが、長引くコロナ禍により、その影響を顕著に受ける生活困窮世帯の児童生徒を支援するため、市内の学校に生理用品を配付する経費といたしまして960万円の歳出補正予算額となっております。

いずれも、先日開催されました奈良市6月市議会で既に議案どおり可決していただいております。

以上でございます。

教 育 長 令和4年度6月補正予算額のことにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

柳澤委員。

柳 澤 委 員 教育施設課のほうで、いわゆる太陽光パネル設置の検討ということで、実際には事前調査のようなものと伺ったような気がするんですけども、今後どのように太陽光パネル設置について進めていかれるのか、もし計画がありましたら教えていただきたいんですけども。

教育総務課長 今年度におきましては、小中全学校を対象といたしまして、耐震の基礎データを基に、小中学校全校舎約280棟あるうちの約60棟分を調査する予定ではございます。

柳 澤 委 員 調査はいいんですが、その後どういうふうにご具体化されるかの方向性をお聞かせいただけますか。

教育総務課長 その後、調査の結果を基に、令和5年度、文部科学省の補助金を申請する予定をしております、工事につきましては、その補助金を基に、令和6年度に工事をする予定となっております。

柳 澤 委 員 大学にいた経験でいうと、今年度の補正予算ですので、いつでも文科省からこの補助金というアナウンスがあったときにすぐ書類を出せるように、なるべく早く取りに行くようにされたら、今おっしゃるように次年度以降の計画かと思うんですけども、この世の中ですから、国のほうの補正予算がつきやすいような気もしますので、即時対応が可能なように着実にお進みいただきたいと思っています。

教 育 長 教育施設課の担当ですけれども、今、教育総務課長も報告致しましたように、今年度は6月補正予算を活用し、校舎約60棟の耐震調査を実施し、今後のコストを十分検討したうえで来年度の国の補助金を活用できるようにしたいということです。

もう一つは、今後の課題になるのは、その電力をためることです。いわ

ゆる蓄電ということも併せてできないのかというようなことも補正予算委員会において質疑がありましたので、そのことも併せて検討していくという計画です。

今、柳澤委員からご指摘いただきましたように、タイミングを逃さず迅速に対応できるようにと思います。

他にございませんでしょうか。

梅田委員。

梅田委員

電気料金の高騰やそれに伴う電気代の補正予算については、これは奈良市だけでなく全国的な対応として必要な状況でもあり、それについても対応いただいているということでもありますけれども、短期的な対応だけでなく、中長期的な見通しを持ちながらの中で、電気は子どもの学習環境を整えるために一番必要なものであると思います。今後、困難な状況というのは、その都度都度大きく出てくるのではないかというふうに思いますが、またしっかりと対応していただきたいと思いますと考えております。

どうぞよろしくお願いします。

教育長

はい、ありがとうございます。

他にございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員

今、課長のご説明で、基本、今年約60棟調査されるということでしたけれども、来年度、文科省の補助金を申請する際には、奈良市全校の分を含めた申請をされるというお考えでよろしいでしょうか。

60棟を調査したからといって、その60棟を対象にするだけではなくて、奈良市全体の小中学校に太陽光パネルを置くという前提で、申請をするよう動かれるということでもよろしいのでしょうか。

教育長

所管外で課長は分かりにくいと思いますので私のほうから説明させていただきます。

いわゆるI s値が文部科学省の定める耐震基準値の0.7を満たすかどうかを調査し、設置できる場所をまず考えるということ、それからその設置した面積によって、どれだけ電力が賄えるのかということも試算するということです。

基本的には、今、屋上に設置するという場面を想定しているわけですので、壁に取付けるとか、のり面に置くことはこの試算に入れていません。まずは自分たちでどれぐらいのものが賄えるのか、耐震をしなくても可能なところからまずやっということなんです。

川村委員

では、耐震がもう万全であって、パネルも現状で設置できる棟を優先的に今回はされるという理解ですね。

教 育 長 そうですね。

川 村 委 員 そうなりますと、外されてしまった棟は、これから耐震工事もあり、様々な観点で予算がかかってくるというお考えですか。

教 育 長 そうですね。現状は全ての学校は耐震工事が完了しているのですが、太陽光パネルを設置することによって、今の耐震の基準がクリアできないということが出てくることもあります。今後はそのことも含めて検討し、学校の長寿命化も含めて、総合的に判断をしていくということになります。現時点ではまず調査を実施するという事になっております。

川 村 委 員 そうしましたら、先ほど柳澤委員がおっしゃったように、もちろん即時対応すべきでありますし、そういった先々のしっかりした方向性も、奈良市全ての学校に対応できるような長期的な計画というものもまた見せていただきたいと思えます。

教 育 長 他にございませんでしょうか。  
柳澤委員。

柳 澤 委 員 3つ目の、生理用品を常備するという点です。  
各学校でどこに置くのか、誰が担当するのか、保健室がベースだと思うのですが。あるいは、トイレに実際に置いていくとか、いろんな形をそれぞれの先生方、校長先生が考えられると思うのですが、教育委員会として何かモデルを各学校に通知するのでしょうか。それとも学校任せなのでしょうか。

教 育 長 保健給食課長。

保健給食課長 ご質問にお答えいたします。  
現在、学校とは調整をしております、保健室のほうに配備したいと考えております。また、常時様々なご意見を頂戴しておりますことから、今後はトイレに設置することを検討しております。以上です。

教 育 長 時期はいつを目指していますか。

保健給食課長 2学期から使用できるように、今調整しているところでございます。

教 育 長 順次、夏休みのうちに準備をするということですね。

保健給食課長 はい。

教 育 長 よろしいですか。

柳 澤 委 員 結構です。ありがとうございます。

教 育 長 他にございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見がないようですので、教育長報告（１）「令和４年度６月補正予算額について」は、了承いたしたいと思います。

次に、議案第１５号 「奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」、教職員課より説明願います。

教 職 員 課 長 それでは、資料１ページ、例規制定改廃調書、こちらをご覧ください。

３番目にあります制定改廃の理由ですが、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律、こちらの施行に伴いまして、児童生徒性暴力等に対し厳正に対処するために、令和４年４月１日、県費負担教職員が対象となる懲戒処分の基準が改正されました。この改正をふまえて、市費支弁教員を対象とする奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針、こちらについても改正を行うことで、県費負担教職員との処分の公平性を担保することを目的としております。

次に、概要ですが、４番目をご覧ください。

こちらの別表になっています懲戒処分の標準例を整備しようとするもので、現行の標準例に、「セクシュアル・ハラスメント〔対生徒等（幼児・児童・生徒）をのぞく〕」、次に「生徒等へのわいせつな行為」、「淫行（いんこう）」、「痴漢」、「公然わいせつ行為」、「わいせつ行為」、「ストーカー行為」、こちらを削除しまして、新たに標準例に追加いたしますのが、「児童生徒性暴力等」、「児童生徒等以外の者に対するわいせつ行為等」、「セクシュアル・ハラスメント」、「児童生徒等にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員、児童生徒等以外の者にセクシュアル・ハラスメントを行った教職員、セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員」、こちらに対する標準例を追加しております。

次に、３ページ目、こちらのほうから懲戒処分に関する指針をつけております。

５ページ目には懲戒処分の標準例の別表がついております。

こちらの５ページ目の真ん中より下の辺り、こちらのほうから取消し線をつけているところが削除する部分になります。「セクシュアル・ハラスメント」、その下のほうに「生徒等へのわいせつな行為」、６ページの下の方のところの「淫行（いんこう）」、「痴漢・公然わいせつ行為」、７ページに入りまして、「わいせつ行為」、「ストーカー行為」、こちらの部分を削除いたします。

新たに、８ページをご覧ください。こちらにあります「児童生徒性暴力等」、「児童生徒等以外の者に対するわいせつ行為等」、「セクシュアル・ハ

ラスメント」、こちらのほうを追加いたしております。

あわせて、それぞれ語彙の説明として、下に4つの言葉に対する説明文を入れております。

9ページ目からは、県の教職員の懲戒処分基準の改正について、こちら基になった県の改正の部分をつけております。

続いて、13ページ目に、さらに基になりました教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の抜粋をつけております。こちらの第2条の定義のところ、児童生徒等の定義であったり、児童生徒性暴力等の定義をしている部分を添付しております。

説明は以上です。審議よろしくお願いたします。

教 育 長

市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の改正ということで説明がありました。

この件に関して、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。お願いします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

事前の説明のときにもいろいろお伺いして大体理解できたんですけども、ちょっと質問ですが、児童生徒を対象に念頭に置くということで、5ページのセクシュアル・ハラスメント、それからわいせつ行為、それから体罰はこのまま変更なしなのですが、子供たちへの教師からのパワー・ハラスメントというのは概念規定がないということでいいのですか。それとも体罰に入っているという理解をするのですか。

精神的な圧迫も含めたパワー・ハラスメントという考え方はないということでしょうか。

教 職 員 課 長

パワー・ハラスメントというところ、一般サービスのところにあります。これは、職場に限らずパワー・ハラスメントを行ったというところなので、おっしゃられたような、教員から、相手が児童であっても教員同士であっても、パワー・ハラスメントというところの定義で5ページのところに、ここで対応できるかと思えます。

柳 澤 委 員

はい、分かりました。

対象が入ってくるところは、実際には教師と児童生徒というところも考えます。分かりました。

教 育 長

畑中委員。

畑 中 委 員

事前説明のときに柳澤先生に少し触れていただいたところなんですけれども、ストーカー行為についてちょっともう一度確認したいのですが、ストーカー行為という違反内容を削除されて、わいせつ行為等というのを



入れられているということなのですが、わいせつ目的ではないストーカー行為が全てわいせつ目的の中に入れられているということについて、一般的にストーカー行為として禁止しておいたほうがいいのではないかなど、ちょっとそこが引っかかる場所なのですが、課長の見解を聞かせていただけたらと思うのですが。

教職員課長

ご質問は、ストーカー行為というのをわいせつ行為の中に入れてしまうということがちょっと限定されてしまうのではないかという話ですかね。

おっしゃられるとおり、今まででしたらストーカー行為ということで別出しをしていたので、全てがわいせつ行為という中にくくってしまうのはというふうなご意見かと思えます。

我々としましても、県の基準に合わせて改定をさせていただいたのですが、ストーカー行為自体が全てわいせつ行為に結びつくのかどうかというところの定義もあるかとは思いますが、ただ、国としてはわいせつ行為の中には入っておりますけれども、そこら辺は、わいせつ目的なのかどうかというところは置いておいて、ストーカー行為というところで懲戒の基準を適用するというような進め方になるのかなとは思いますが、実際の処分の際に、わいせつ行為と扱わないでストーカー行為というところで懲戒処分の理由として上げられるかなど、そこで対応できるかなというふうに考えます。

畑中委員

ありがとうございます。

教育長

ほかございませんでしょうか。

今、畑中委員がおっしゃった見解について、県教委に確認したことはありますか。

教職員課長

今いただいたご意見というような話は特に出てはいないのですが、おっしゃられるように、ストーカー行為自体をわいせつ行為の枠内に入れてしまうということの疑問は、ご指摘いただいたようにあるのかなと思えます。

教育長

これは、県教委と同じ物差しを県と持ってないと、解釈がずれてしまうことになりますね。

教職員課長

そうです。市費と県費の間に大きな差が生まれると不公平になるかなとは思いますが、そこら辺は合わせています。

教育長

畑中委員のご質問については、原案はこのままで了承させていただき、県教委の見解も含めてもう一度この部分について説明をさせていただくということよろしいでしょうか。

梅田委員。

梅田委員 今のことにとも関わることですけれども、標準例のもので、表におけるいわゆる米印で下線がついた、8 ページの一番最後の米印で下線がついているところすけれども、ここについては、この別表の中に全部記入されるという、そういうことになるということによろしいですか、確認ですけれども。

教職員課長 米印の語彙の説明の部分が、この別表の中に該当するということです。その語彙を説明するものなので、含まれるという解釈で考えています。

梅田委員 今のストーカー行為等々についても、その判断のときには、ここにどのように記述をされているか、いわゆる「等」の扱いをどういうふうに考えていくかということが、また大きな判断の根拠にも関連してくるものではないかとも思いますけれども、そのことも含めてまたご説明をいただければというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

教 育 長 他にございませんでしょうか。

川村委員 今、梅田委員のお話を伺って、私も同じところを少し見ていたんですけども、米印をつけていただいている部分が1つしかないと。

例えば、児童生徒性暴力等のところに米印がついていますけれども、それはどこの説明をしているのかというのが、今たまたまこの8 ページは全部1 ページ、同じページに載っていますが、ほかのページに関しては、6 ページのパワー・ハラスメントに関しては、前のページからこの言葉なんだという、見慣れていない私としては、やはりパワー・ハラスメントという違反内容のところに米印をつけていただいて、付属で説明がついているという形が読みやすいかなと思いました。

教 育 長 この別表の一つの工夫ですね。

教職員課長 おっしゃっていただいたのは、例えばパワー・ハラスメントの表のところに、後ろに注釈がついているということが表で分かりにくいということだと思います。

川村委員 そうです。違反内容のところに米印がついていれば、ページをめくったときに、この米印のパワー・ハラスメントはこの内容なんだと分かるんですけども、違反内容のところには何も表記がなくて、最後のところにあるだけなんです。

教職員課長 パワー・ハラスメントのところに「※1」とついていて、次の8 ページ

のところに児童生徒性暴力等のところに「※2」があるという感じで、どこを示しているのか分かるようにということによろしいですか。

川 村 委 員      そうです。お願いします。

教 職 員 課 長      表現を加えさせていただきます。

教 育 長      ほかによろしいでしょうか。

それでは、採決させていただき、作表を整えたものをお示しすることによろしいでしょうか。

それでは、この件についてご意見がないようですので、議案第15号「奈良市市費支弁教員の懲戒処分に関する指針の一部改正について」、採決をいたします。

本案を原案どおり可決することに決しまして、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員      異議なし。

教 育 長      異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

それでは、本日の協議に入らせていただきます。

今月の協議のテーマは、今後の学校給食の提供についてです。本テーマは来月も含めて予定をしております。今、非常に暮らしの中で身近な食品等の値上げが毎日のように報道されている中で、子どもたちの給食にも影響が出ているのではないかということです。さらに、円安やロシアによるウクライナ侵攻で、小麦粉や原油などの価格が一段と値上がりしていることから、6月の定例市議会でも学校給食への影響について質疑がございました。

現在は、副食の揚げ物を煮物にするなど、調理方法や献立の工夫などをして対応できているというところですが、今後も食材の高騰が継続することが考えられることから、給食に関わる根本的なコスト見直しがまず必要になっていると考えています。

そのコストの見直しについては、保護者負担が増すことがないよう配慮した視点で行いたいと考えておりますので、そのような視点でご協議をいただき、深めていただけたらと思っております。いろいろな資料等も用意しておりますので、資料に基づいてご質問を出していただけたらと思っております。

進め方としては、事務局の保健給食課から、これまでの給食の取組と現状について説明をさせます。先ほど申しましたように、今後、値上げをせず給食を継続していくという方法についてご協議をいただきたいと思っ

ております。事前の説明とも重なる部分は多々あると思いますが、皆様で協議をしていただき深めていただきたいと思います。

それでは、初めに保健給食課長より資料の説明も含めてお願いします。

保健給食課長

昨今の物価高騰をめぐる状況は、本市の学校給食の提供にも影響を及ぼす可能性があり、本市といたしましても、今後の学校給食の提供方法について検討する必要があります。このことから、今回、協議テーマとして取り上げさせていただき、今後の学校給食の提供について委員の皆様にご協議いただきたいと思います。

それでは、本日ご協議いただく内容に関しまして、学校給食のこれまでの取組及び現状について、資料に基づきご説明いたします。

まず初めに、お手元には3つの資料をお渡ししております。

資料1は学校給食についてのもの、資料2は給食費に関するもの、資料3は奈良市における食材の調達に関する流れを示したものでございます。

資料1をご覧ください。

資料1につきましては、資料1の1から2ページは、学校給食の意義と目標、学校給食の位置づけ、奈良市学校給食の沿革、奈良市の学校給食実施状況を示したものでございます。

資料1の3ページは、令和4年度奈良市献立年間計画表です。今年度の作成テーマは「日本の伝統的な和食文化の継承」としております。

資料1の4ページは、令和4年3月末現在の令和4年度学校給食実施予定回数表です。給食の実施は、基本、始業式翌日から終業式の前日までとしておりますが、4月はアレルギーの面談等があるため始業式の2日後、新1年生は入学式の1週間後から給食の開始としております。今年度は197日間を予定しており、そこから創立記念日や遠足等、給食を喫食しない日を除きますと、平均として、小学校で180日程度、中学校で170日程度実施することとしております。

資料1の5から6ページは、先ほどの3ページの献立に関連している地産地消特色あるメニューは、古都ならの日、食育の日のメニューについての実際の写真でございます。

続いて、資料2をご覧ください。

こちらの資料は、奈良市の給食費に関する資料です。

奈良市の学校給食費につきましては、平成26年度より変更しておらず、1食当たり、小学校246円、中学校300円です。このいわゆる給食費は、学校給食法第11条に定められており、食材に当たる部分をご家庭にてご負担いただいている金額であり、その月の喫食数に給食費を掛けると1か月当たりの給食費となります。

給食全体では、およそ公費負担が54%、家庭のご負担が46%という形で提供しております。この内訳は、パンやご飯といった主食と、おかずである副食、牛乳で構成をされております。ご家庭にご負担いただいている小学校給食費内訳を平成26年度、令和4年度と比較いたしますと、主

食が62円だったのが64円とほぼ横ばいであるのに対しまして、牛乳は51円だったのが62円と21%の上昇と顕著になっております。副食は主食と牛乳の費用を引いた残りの金額で賄えるよう、食材やメニューを工夫し、かつ、学校給食で摂取されるのが望ましいとされる栄養を満たすよう、毎月学校の栄養教諭が献立を立てております。

小学校給食費で見えますと、平成26年度では133円で副食を作れるよう献立を考えていましたものが、令和4年度では120円で賄えるようにしなければならず、一つ一つの食材の価格が上がってきており、献立を立てるのに柔軟性が持たなくなっている状況です。

資料3につきましては、食材の調達に関する流れを示したものです。公費負担となる食材調達、仕入れについては、これまでも調理委託や仕様書を見直すなどの工夫をしてきておりますが、さらに昨今の物価高騰についても、給食費にとって無関係ではなくなってきております。

このことから事務局といたしましては、給食費を値上げせずに給食を提供することについて検討する必要があると考えております。そのため、昨今の食材価格の高騰に対する対策が必要となっており、その対策としては、献立の見直しや国の交付金を活用することなどが考えられます。奈良市としては、その案のうち、国の交付金を活用するのではなく、給食提供の方法等根本的に見直しを行う形で対応する方向性で進める方向となりました。

現在、事務局といたしましては、対応策として、給食の食材変更などに加え、牛乳の取扱いをどのようにするのか検討しております。

本日は、今後の給食の提供について委員の皆様にご協議いただき、ご意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

課長から説明がありましたが、改めて、ここで資料等に基づいてご質問をいただき、深めていけたらと思っております。

まず、どの切口からでも結構でございますので、ご質問をよろしくお願いいたします。

柳澤委員。

柳 澤 委 員

ご説明いただきありがとうございました。

家庭の負担を変えないという前提で、実際には副食費の値上がりがある中で、しかし上限が決まっているのでどうするのかという話ですが、副食に比べれば主食・牛乳の価格はほとんど影響を受けないという説明ですが、政策的にそうなっているのか、本来なら市場の価格変動の影響を受けるのではないのでしょうか。

保健給食課長

米・小麦は奈良県給食会から購入しており、年間契約を行っているため、年度当初に価格が決まります。牛乳も同様、年間契約を行っており、当初

に価格が決定するため、今時点で変動はないものと考えております。

柳澤委員 ウクライナ情勢が長引く中で、今後、主食についても、時価としては上がるのではないのでしょうか。主食・副食ともに絶対量としてアップせざるを得ないと思われるのですが、そんなことはないという見通しなのでしょうか。

保健給食課長 今現時点では、影響はないものと考えております。

柳澤委員 短期的には持ち堪えると思いますが、来年度以降の見通しについては、今回検討するのは暫定的・緊急的な対応なのか、長期的にベストな方法を考える必要があると思います。そのためにはもう少し議論に時間があると思われるのですが。

現時点で、教育委員会としては、副食費をできるだけ抑え、その中の内訳を再配分する方法としてどのようなことが可能かをまとめておられるということなのでしょうか。

保健給食課長 そうでございます。

教育長 価格高騰について、価格が一定になるように国の補助金は入っているのですか。

保健給食課長 牛乳については、補助金はありますが、米・小麦については補助金はありません。

教育長 委員がお述べの通り、今後、長期的にみたとき、米・小麦についても価格高騰の影響を受けるおそれがあるので、同じ財布で、見直しを行い、どう工夫ができるのかという議論にはなりますね。

保健給食課長 そうです。

教育長 他にありませんか。  
畑中委員。

畑中委員 値上げせずというのが前提の中で、一つは仕入れ単価の改善が挙げられますが、調達状況を見ていると、副食については厳しい選定基準をクリアした食品納入業者が納品しているということと、市場価格とあまりかけ離れた価格ではないということで、なかなか現状で仕入れ単価を下げるということは難しいという印象があります。

フロー図で、教育委員会から発注の段階で入札という段階がありますが、過去の入札の平均価格から予定価格を算出しているという部分につい

て、もう一度説明していただけますか。もっと安くできるという業者が出てきた場合は入札に参加できないのでしょうか。

保健給食課長

給食食品納入業者については、学校衛生管理基準の中で、施設の衛生面及び食品の取り扱いが良好で、衛生上、信用できる食品納入業者を選定することとされています。奈良市学校給食用物資納入業者に関する要領を定めており、選定会議を設置要項に基づき、業者選定を行ったうえで、業者を決定します。業者の中から入札を行っているため、突然参加できるという仕組みにはなっていません。

柳澤委員

費用分担で人件費・設備費・光熱水費は市側が負担しており、光熱水費の値上がりは、当然市が公費で負担しているならば、同じ考え方で、外的要因による値上がりについては割合に応じて公費持ち出しもありだと思っております。他の市町村では公費負担のところもあるが、奈良市はしない。それならば一定水準の維持のために、食材の内訳のところで低減化を図るしかないが、それは時間的に持たない、もう一段階価格高騰した場合、これ以上の対応が取れなくなるという課題があると思います。長期スパンで家庭の上限値を変えないということには厳しい印象をもちました。もちろん工夫で出来る限り対応していくというのは理解しています。牛乳の回数を減らし、浮いた分を副食費に充当する、という対応については工夫の余地はあると考えています。

教育長

はい、ありがとうございます。  
梅田委員。

梅田委員

業者選定にあたり、物資の入札については、物資の提供プラス運送費も含まれるため、物資の調達と併せて運送も行うことができる業者が登録することになると思いますが、できるだけ安く提供することについての難しさはあるのでしょうか。また、法と照らし合わせたとき、運送費の取り扱いはどのようになっていますか。

保健給食課長

配送と物資の分離について、配送は64校必要となり、夏休み・冬休み・春休みの長期休暇中は給食の提供がないことから、継続的な供給が保てない、という点で業者が手を上げにくいという難しさはあります。配送費の負担については、基本的には保護者負担という取り扱いになりますが、検討の余地はあるというふうに思います。

教育長

他にありませんか。

課長も申しましたように、64校自校方式をとっているため、調達と配送を別業者にした場合に、給食センターが1~2か所なら可能ですが、64校となるとマッチングするところがなく、現実的には難しい面がありま

す。

献立を決めるのはいつですか。物資の選定期を今より短く設定することはできないですか。

保健給食課長

現在、献立は6か月前から作成、物資の選定については、物資選定会議を3か月前に行っています。選定期の短縮については、根本的な仕組みから検討し直す必要があるため、1ヶ月ほど前倒しすることは可能かもしれませんが、今の仕組み上は3か月前が最短の時期になります。当課のみで献立を作成するにしても、納品、入札等もあるため、どれだけ短縮できるかは検討しないと分かりません。

川村委員

主食は年間契約で一括購入ですが、他の食材に関しては学期毎での契約となるのでしょうか。

保健給食課長

米・小麦・牛乳は年間契約ですが、青果は毎月、精肉類は学期ごとの契約となっています。

川村委員

野菜は栄養価の高いものを摂ってほしいし、美味しいもの・食べやすいもので考えると、月ごとの契約で行っているのは有難いです。ただし、仕入れ値が変わらないのであれば、どこでカットするのかという疑問があります。

給食試食会に何回も行っていますが、管理栄養士からは、食数が増えることや温かいものを美味しく提供することは大変という声を聞きます。ウェット方式・ドライ方式についても、これからはドライ方式で進めるとのことですが、ウェット方式の管理にはとても苦労されている。お釜やフライヤーが不足している等、設備の足りない部分についても現場の調理師は苦労しているようです。

国の交付金を使わず、保護者の負担もかけないとすると、結局は食材をどううまく使うかという事になると思います。例えばパンや牛乳の回数を減らしたり、鶏肉を使うなど。また、地場産業と提携して、若者と教育の場をつなぐシステムづくりを考えれば、食育にもつながると思います。今月のしみんだよりも企業版ふるさと納税の特集がありましたが、そのような形で地場産業を学校給食に反映させることができればいいなと。メニューを工夫すること、現場の調理師・栄養士の方には負担をかけることにはなりますが、そこでしか解決できないのかなと思います。

教 育 長

はい、ありがとうございます。  
畑中委員。

畑 中 委 員

保護者からは限られた予算の中で安全で安心な給食を提供してもらっていることについて感謝の思いを多く聞きます。牛乳の取り扱いについ



て、このあたりで学校給食と牛乳を見直す機会になってもいいのではないかと。米の時に牛乳があるのは給食の時だけという声も子どもたちから聞きます。牛乳に代わる栄養をどのように摂っていくのかを献立作成の際に検討していくのも必要ではないでしょうか。コロナ禍では、給食の目的として、子どもたちの成長に必要な栄養の確保という面で、給食の重要さを改めて再認識させられたと思いますが、どのような栄養価を考えてメニューが作られているか、必ず牛乳を使わなくても、栄養が摂れることをしっかり保護者に提示できるのであれば、理解が得られるのではないかと思います。

教 育 長            ありがとうございます。

川 村 委 員        すみません、もう一ついいでしょうか。

教 育 長            はい。  
                      川村委員。

川 村 委 員        今の畑中委員のお話で思ったんですけども、小学生246円、中学生300円、この金額で毎日貴重な一食分をとれるということは、家庭においてもとても助かると思います。今の社会情勢で物価高騰というのはもちろん家庭も理解していると思いますので、この金額で支払ってはいるが、実際はこれくらいの金額のものを子どもたちに給食として提供しているということを提示してもらえれば、これからの値上げ等々を検討する上での一つの資料にもなると思います。

保護者として、食材価格に運送費や油の廃棄が含まれているとは知らなかったもので、単純に食材費のみの金額を支払っていると思っていました。今の物価高で、実際一食いくらという提示をしてもらえたら有難いです。コロナ禍の前と後ではどのくらい上がっているのかを示して貰えれば。配送費を除いた物資の金額は出せるのでしょうか。

保健給食課長      入札で配送も含むという仕様になっているので、配送費だけ別ということは難しいです。野菜そのものの実績しか示すことができないのですが、どれくらい上がっているかの実績を提示させていただけるか検討いたします。

柳 澤 委 員        子育て支援の一貫として、教育的価値、家庭サポートを含めて、学校教育の中に給食をいれるのか。受益者本人の負担なのか、それとも、市民の税金から議会で再配分された分を、保護者負担以外の部分にダイレクトにあてる、というように、市の補助金をだせばよいのではないかと。その辺のシステムが、他の自治体では給食費を無償化しているということもあるように、もう少し市サイドのサポートに幅があってもいいのではと思います。

今回の教育委員会の議論においては、もちろん食材の見直し等の内容でいいと思います。しかし、赤字経営になってはまずいので、赤字については保護者負担なのか、公費負担なのかの議論は、この場でするかは別として、あり得る話だと思うので、もう少し、お考えいただきたい。

教 育 長

はい。  
梅田委員、お願いします。

梅 田 委 員

今回求められる抜本的な見直しが、中長期的なこともふまえて、どの程度の見直しをもってここで議論すべきか考えてみたが、いくつかの整理をしなければならないと思います。

一つは、保護者負担・公費負担の組み立て方を奈良市としてどうするのかということをもう一度考えなければならないということ。

二つ目は、給食における牛乳の位置づけをどのように考えるか、牛乳なしでカロリーを提供できる献立が考えられるか、そういう議論の必要がある。

三つ目は、食材調達までの一連の流れについて先ほども説明があったように、奈良市ではできるだけ安価で安全な食材を使い、できるだけ美味しい献立になるように管理栄養士の協力も得ながらやってきたが、工程を短縮する必要があるのではないかと。抜本的な見直しということで、工程についても考えていく必要があるのではないかと。

いずれにせよこれまでの前例にとらわれずに、何が出来るかという議論がいくつかの視点において必要だと思います。来月も継続しての協議となるので、事務局で検討していただき、資料としても提供していただきたいと思っています。

保健給食課長

はい、ありがとうございます。

教 育 長

よろしいでしょうか。

梅田委員が最後にまとめていただいたように、その点について、次回までをお願いします。また、具体的には、畑中委員からも牛乳の取り扱いについて言及があったように、牛乳を減らす場合の栄養価の示し方も提示できればと思います。

最後に、食材費の部分で訂正しておきたいのですが、物の値段については当然ながら人件費や運送費、設備費などが含まれた価格になっており、一つの物の値段をそれぞれの費用に分けるということはできません。店頭にならぶ食材も当然ながらコストが含まれての価格であり、純粋に食材の価格として、保護者に負担してもらっているということですので、委員の皆さんとも確認しておきたいと思っています。よろしくをお願いします。

本日は、協議を深めてもらいました。次回までに事務局としてもしっかりと検討し、資料を作成したうえで、方向性を確認できる場にしたいと思い

ます。

教 育 長      それでは、ここから非公開の案件に入りますので、よろしくお願いいたします  
します。

次に、議案第16号「奈良市教育委員会指定管理者選定委員会委員の  
委嘱又は任命について」、地域教育課より説明をいたします。

**非公開案件**

この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規定により非公開とす  
る。

地域教育課長

議案第12号「奈良市学校給食センター条例の一部改正について」、  
保健給食課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り可決した。

教 育 長

次の議案は、関係者のみの審議といたします。関係課以外は退席をお願  
いします。

それでは、次にその他報告事項（1）「奈良市立中学校におけるいじめ  
事象について」いじめ防止生徒指導課長より説明願います。

いじめ防止生徒指導課長

その他報告事項（1）「奈良市立中学校におけるいじめ事象について」、  
いじめ防止生徒指導課長より、学校教育課長より概要説明。

<異議なし>

本件については、原案通り了承された。

教 育 長

これで本日の全ての案件は終了しましたが、何かご意見ご質問はござい  
ませんかでしょうか。次回定例教育委員会の日程は、7月定例教育委員会は  
7月19日（火）10時より予定をしておりますのでよろしくお願いいたします  
します。

これもちまして、本日の教育委員会を閉会といたします。  
どうもありがとうございました。